

## 滋賀県行政不服審査会の会議概要

滋賀県行政不服審査会条例に基づき、下記のとおり、滋賀県行政不服審査会を開催しました。

今回の会議は、公開で実施しました。

会議の概要について、以下のとおり公表します。

- 名 称 第1回滋賀県行政不服審査会
  
- 日 時 平成28年6月20日（月曜日）  
午後2時00分から午後3時30分まで
  
- 場 所 大津市京町四丁目1-1  
県庁本館4階4-A会議室
  
- 出席者 委 員：門脇宏、佐伯彰洋、須藤陽子、辻恵子、羽座岡広宣、山本久子  
（敬称略、五十音順）  
事務局：八田室長、青木室長補佐、林副主幹、大倉主査、山下主任主事  
（県民活動生活課 県民情報室）
  
- 議題
  - 1 開会  
事務局より会議の開会を宣言した。  
続いて、本日の審議会について、「附属機関の会議の公開等に関する指針」に従い公開で開催すること、また、結果概要について公表すること、これらに伴い、写真撮影・録音を行うことについて、委員の了承を得た。
  
  - 2 委員の任命について  
事務局から、平成28年6月1日付けで知事から滋賀県行政不服審査会委員の委嘱が行われた旨、報告があった。
  
  - 3 委員の紹介  
事務局から各委員を紹介するとともに、各委員から自己紹介があった。
  
  - 4 滋賀県行政不服審査会について  
事務局から、次の資料に基づき、滋賀県行政不服審査会の概要等について、説明が行われた。
    - ・滋賀県行政不服審査会の概要
    - ・滋賀県行政不服審査会条例

- ・滋賀県行政不服審査会条例－各条項の説明－
- ・滋賀県行政不服審査会における調査審議等に係る事務処理マニュアル
- ・滋賀県行政不服審査会における調査審議等に係る事務処理マニュアル 様式例

## 5 議事

事務局より、会長が選任されるまで県民情報室長が進行を務めることを報告し、同室長が滋賀県行政不服審査会の開催を宣言した。

### (1) 会長の選任について

委員の互選により佐伯委員が会長に選任された。

以降、佐伯会長が進行を行うとともに、就任にあたり会長からあいさつがあった。

### (2) 会長職務代理者の指名について

佐伯会長が羽座岡委員を会長職務代理者に指名した。

### (3) 審査会の運営について

会長の指示により、運営要領等の案について、次の資料に基づいて事務局から説明を行った。質疑応答を経て、両案について了承された。

- ・滋賀県行政不服審査会運営要領（案）
- ・滋賀県行政不服審査会傍聴要領（案）

#### 【質疑応答】

(委員) 手数料の交付とは複写のことか。

(事務局) そうです。写しの交付に係る手数料です。

(委員) (審査関係人に対する口頭での説明の求めについて)「審査庁の職員」とは、原処分を担当した部局の職員のことか、審理員のことか。審理員であれば、出席者が5人以内というのは多いのではないか。

(事務局) 審査庁は、例えば県のどこかの課が処分をした時には、同じ部の中の幹事課が担当することになる。

(委員) 審査関係人にはどこまで含まれるのか。審理員そのものは呼べるのか。

(委員) 審理員は、滋賀県の場合どこに置くのか。

(事務局) 総務課です。

(委員) 原処分をしたところを呼べた方がよいのではないか。幹事課でうまく説明ができるとは限らない。

(事務局) 処分庁に対する審査会の調査について、処分庁は当事者ではないが、法第74条の参考人として調査を行うことができると聞いている。

(委員) (部会への) 事件の分配等について、「当該部会の意見が過去に審査会のした答申に反する場合」とは、どういうことを想定したらいいのか。

(事務局) 争点が共通しているような場合に、部会によって判断が違うということにな

らないように全体会で行うということだと考えている。

(会長) (要領案について) 言葉としてはこのままでよいか。

実際の運用の段階で不都合があれば、要領なので、審査会の全体会に諮れば変えることができる。

(委員) 運営要領案第 28 条の「審査会の調査審議の手続は、公開しない。」というのは、何か特段の意味はあるのか。

(事務局) 調査審議ということであるので、具体の事件、事案の審議については、非公開ということです。

(4) 部会を構成する委員の指名について

会長の指示により、事務局より、部会の構成(案)について説明を行った。

案のとおり 2 部会各 3 名の委員が審査会により指名された。

(5) 第 2 部会の部会長の指名について

委員の推薦を受けて、審査会により羽座岡委員が第 2 部会の部会長に指名された。

併せて、条例の規定により、会長が構成に加わる第 1 部会の長は会長が務めることが確認された。

(6) 今後の予定等について

事務局より、資料 9 および資料 10 に基づき、平成 26 年度不服申立処理件数からの想定諮問件数、ならびに当該件数に基づく部会の開催(案)(各部会月 1 回程度、一定間隔を置いて開催、等)について説明があった。

また、現時点における諮問の見込みと今後の部会の開催について報告があった。

## 6 閉会

会長が審査会の終了を宣言した。

### ■ 会議資料

#### 次第

資料 1 滋賀県行政不服審査会委員名簿

資料 2 滋賀県行政不服審査会の概要

資料 3 滋賀県行政不服審査会条例

資料 4 滋賀県行政不服審査会条例－各条項の説明－

資料 5 滋賀県行政不服審査会における調査審議等に係る事務処理マニュアル

資料 6 滋賀県行政不服審査会における調査審議等に係る事務処理マニュアル 様式例

資料 7 滋賀県行政不服審査会運営要領(案)

資料 8 滋賀県行政不服審査会傍聴要領(案)

資料9 滋賀県行政不服審査会部会の開催について（案）

資料10 平成26年度 行政不服審査法に基づく処理件数等

資料 滋賀県行政不服審査会 部会の構成等について（案）

■ 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

■ 問い合わせ先 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（担当者 林）

電 話 077-528-3121

FAX 077-528-4813